

## 東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、東日本大震災（以下「震災」という。）に起因する理由によって保護者が死亡し、又は行方不明となっている者に対し、安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるようその修学を支援し、もって有為な人材の育成に資するため、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金（以下「奨学金」という。）の給付について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2 奨学金の給付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 震災に起因する理由によって、生計を一にしていた父又は母若しくはこれに類する者（以下「保護者」という。）が死亡し又は行方不明となっている者（出生後生計を一にし養育をすべきであった保護者が死亡し又は行方不明となっている者で、当該保護者が死亡し又は行方不明となった時点において胎児であったものを含む。）
- (2) 前号の保護者が、震災時に宮城県内に住所を有していた者
- (3) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（法第91条に規定する専攻科（法第108条に規定する短期大学におかれるものを除く。以下同じ。）及び法第97条に規定する大学院を除く。以下同じ。）及び高等専門学校並びに法第124条に規定する専修学校（法第125条に規定する高等課程及び専門課程に限る。以下同じ。））又は次のうち教育長が別に定める施設（以下「学校等」という。）に在籍し、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、法第1条に規定する大学において法第87条第2項に規定する修業年限を6年とする課程にある者にあつては、満24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものとする。

イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所

ロ 大学への進学のための課程を有する教育施設

ハ 職業訓練のための施設

ニ その他イからハまでに類する施設

- (4) 他の都道府県から、この要綱による奨学金と同種の資金の給付を受けていない者  
(奨学金)

第3 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 月額金 一月を単位として給付し、修学に必要な経費を支援するもの
- (2) 一時金 一時に給付し、進学等に必要経費を支援するもの

### (給付金額)

第4 月額金の額は、次の各号ごとに定める額とする。

- (1) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する者  
10,000円
- (2) 高等学校（専攻科を除く。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）又は専修学校（高等課程に限る。）に在籍する者  
20,000円
- (3) 高等学校（専攻科に限る。）、特別支援学校の高等部（専攻科に限る。）、大学、高等専門学校（第4学年から第5学年及び専攻科に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）に在籍する者  
30,000円
- (4) 第2第3号の教育長が別に定める施設に在籍する者  
30,000円以下で教育長が別に定める額

2 前項の月額金の給付期間は、在籍する学校等の修業年限を限度とし、修業年限の定めのないものについ

ては、教育長が別に定める。ただし、入学資格が同一である学校等の2以上に在籍する者にあつては、いずれか長い修業年限を給付期間とする。

- 3 一時金の額は、次の各号ごとに定める額とし、その給付は、当該号ごとに同一人に対して1回とする。
  - (1) 小学校又は特別支援学校の小学部を卒業した者 150,000円
  - (2) 中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者 200,000円
  - (3) 高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部又は専修学校（高等課程に限る。）を卒業した者、高等専門学校の第3学年を修了した者又はこれらに準ずると認められる者 600,000円
  - (4) 第2第3号に規定する学校等（ただし、法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を除く）に入学した者（ただし、前号に該当することとなる者を除く。） 360,000円

（給付の申請）

第5 月額金の給付を受けようとする者は、新たに給付を受けようとする者にあつては、給付事由の発生後速やかに東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、継続して給付を受けようとする者にあつては、給付を受けようとする年度の4月1日から4月末日までの間に当該年度における東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金現況届（様式第2号。以下「現況届」という。）を、宮城県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍している者にあつては、在籍する学校の長を経て、それ以外の者にあつては直接、教育長に提出しなければならない。

2 第4第3項第1号、第2号及び第3号に定める一時金の給付を受けようとする者は、卒業又は修了する年度の3月1日から翌年度の4月末日までの間に、申請書を、宮城県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍し、又は在籍していた者にあつては、在籍し、又は在籍した学校の長を経て、それ以外の者については直接、教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 第4第3項第4号に定める一時金の給付を受けようとする者は、入学する年度の4月1日から4月末日までの間に、申請書を直接、教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 第2項の学校の長は、第1項の申請書若しくは現況届又は第2項の申請書を受理したときは、市町村が設置する学校にあつては市町村教育委員会を経由し、市町村が設置する学校以外の学校にあつては直接、教育長に提出するものとする。

（給付申請の特例）

第6 東日本大震災みやぎこども育英基金未就学児支援金給付要綱（平成23年12月28日施行）に基づく未就学児支援金の給付を受けていた者が、引き続き、本要綱に定める奨学金の給付を受けようとする場合は、第5第1項の継続して給付を受けようとする者とみなす。

（給付の決定）

第7 教育長は、第5第1項の規定による申請又は届出に基づき、月額金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、新たに給付を受ける者にあつては随時、継続して給付を受ける者にあつては毎年度6月末日までに、当該申請者又は当該届出者に対して、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付決定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

2 教育長は、第5第2項の規定による申請に基づき、一時金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、申請のあった日の属する年の5月末日までに、当該申請者に対して、通知書により通知するものとする。

（給付の方法）

第8 月額金は、毎年度4月から9月までの各月分を7月20日までに、10月から翌年3月までの各月分を1

月20日までに、第7第1項の規定により給付の決定を受けた者（以下「1号受給者」という。）に給付するものとする。

2 一時金は、第5第2項の規定による申請のあった日の属する年の6月末日までに、第7第2項の規定により給付の決定を受けた者（以下「2号受給者」という。）に給付するものとする。

3 前二項に関わらず、教育長は、必要があると認めるときは、随時給付することができる。

（給付の決定の取消し等）

第9 教育長は、1号受給者又は2号受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消すとともに、1号受給者については、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の月額金の給付を行わないものとする。

(1) 第2に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 奨学金の給付を辞退したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により奨学金の給付を受けたと認められるとき。

(4) その他奨学金を給付することが適当でない認められるとき。

（給付の停止）

第10 教育長は、1号受給者が休学したとき、停学の処分を受けたとき、長期にわたって学習を中断したと認められるとき又は奨学金が給付の目的以外の使途に充てられていると認めるときは、月額金の給付を停止することができる。この場合、教育長は、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の月額金の給付を停止するものとする。

2 教育長は、前項の停止の理由が消滅したと認めるときは、当該消滅した日の属する月から月額金を給付するものとする。

（給付の決定の取消し等の通知）

第11 教育長は、第9の規定による奨学金の給付の決定の取消し又は第10の規定による月額金の給付の停止を決定したときは、1号受給者又は2号受給者に対して、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付決定取消し（停止）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（奨学金の返還）

第12 1号受給者又は2号受給者は、第11の規定による奨学金の給付決定の取消し又は停止の通知を受けた場合において、既に奨学金が給付されているときは、取消し又は停止に係る額を限度に、教育長が別に指示する方法により奨学金を返還しなければならない。

（在籍状況等の確認）

第13 教育長は、毎年度10月末日までに、第1号受給者が在籍する学校等に当該受給者の9月末日現在の在籍状況について確認するものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育長は、奨学金の給付に関して必要な事項を調査することができる。

（届出）

第14 1号受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金異動届（様式第5号）を、宮城県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍し、又は在籍していた者にあつては、在籍し、又は在籍した学校の長を経て、それ以外の者については直接、教育長に提出しなければならない。当該受給者が提出できないときは、その保護者が提出するものとする。

(1) 学校を退学、休学、復学、転学又は停学したとき。（第2第3号の教育長が別に定める施設に修学する者にあつては、これらに類するとき。）

(2) 奨学金の給付を辞退しようとするとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 氏名又は住所に異動があつたとき。

- (5) 保護者に変更があったとき。
  - (6) 保護者の住所又は氏名に異動があったとき。
  - (7) 月額金の振込先に異動があったとき。
  - (8) 他の都道府県から、この要綱による奨学金と同種の資金の給付の決定を受けたとき。
- 2 第5第3項の規定は、前項の報告書について準用する。この場合において、第5第3項中「第1項の申請書若しくは現況届又は前項の申請書」とあるのは、「第14第1項の報告書」とする。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年12月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。  
(平成23年度の特例)
- 2 平成23年度の月額金の給付の申請は、平成24年1月13日から2月10日までの間に行わなければならないものとする。
- 3 平成22年度中に第2に該当し、かつ、第4第3項各号のいずれかに該当した者に対しては、当該者の申請により、一時金を給付するものとし、その申請は、平成24年1月13日から2月10日までの間に行わなければならない。
- 4 教育長は、前二項の規定による申請に基づき、奨学金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して平成24年3月30日までに、第7に規定する通知書により通知するものとする。
- 5 附則第2項の月額金及び附則第3項の一時金の給付は、前項の規定により、奨学金を給付することが決定した者の指定する口座に平成24年3月30日までに振り込むことにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年11月2日から施行し、改正後の東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。  
(平成24年度の特例)
- 2 この要綱の施行により新たに奨学金の給付の対象となった者に係る平成23年度分の月額金の給付の申請は、平成24年11月16日から12月14日までの間に行うものとする。
- 3 この要綱の施行により新たに奨学金の給付の対象となり、平成22年度中に第4第3項第3号に該当した者に係る一時金の給付の申請は、平成24年11月16日から12月14日までの間に行うものとする。
- 4 この要綱の施行により新たに奨学金の給付の対象となり、平成23年度中に第4第3項第4号に該当した者に係る一時金の給付の申請は、平成24年11月16日から12月14日までの間に行うものとする。
- 5 教育長は、前三項の規定による申請に基づき、奨学金の給付を決定し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して平成25年1月18日までに通知するものとする。
- 6 前項の規定により給付を決定した奨学金の給付は、申請者の指定する口座に平成25年1月31日までに振り込むことにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月31日から施行し、改正後の東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。